

太田都市計画土地区画整理事業の変更（太田市決定）

太田都市計画東別所南部土地区画整理事業を次とおり変更する。

理 由

本地区は、都市計画道路 3.2.2 号東毛幹線（国道 354 号）の整備に合わせて、これを骨格とした土地利用計画のもと、健全な市街地造成を図り、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るため、平成 18 年 2 月 8 日に都市計画決定したものである。

平成 19 年 2 月 13 日に組合設立認可を受け、事業を開始したところであるが、地権者の合意形成が得られず、平成 21 年 8 月 24 日に区画整理組合が解散したことにより事業が中止となっている。

今回、土地区画整理事業の代替手法として地区計画を定めることにより適切な土地利用を図るとともに、主要な公共施設である都市計画道路 3.2.2 号東毛幹線および七ヶ村用水路が別事業により完成したことを受け、土地区画整理事業の当初目的を達成できることから、本地区の土地区画整理事業を廃止するものである。